## ○厚生労働省令第六十九号

労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号)第二十七条第一項の規定に基づき、有機溶剤中毒予防規

則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(有機溶剤中毒予防規則の一部改正)

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令

第一条 有機溶剤中毒予防規則 (昭和四十七年労働省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

(削る)(掲示)	改正後
別に定める。  別に定める。  別に定める。  第二十四条 (略)  (掲示)	改正前

(傍線部分は改正部分)

る。

第二条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次の表のように改正す

(傍	
綿	
部	
分	
は	
改	
正	
部分	֡
JJ	

(新設) ならない旨	を行うときに限る。) イ 第六条の二第一項の許可に係る作業場(同項の濃度の測定ならない旨及び使用すべき保護具
五 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければ	場所にあつべき保護具
四 使用すべき保護具	次条
三 特別管理物質の取扱い上の注意事項	三 特定化学物質の取扱い上の注意事項が出
特別管理物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその	、
別管理物質の名称	定化学物質の名称
ばな	
る。次条において同じ。) には、次の事項を、見やす	
ら製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作	
う作業場 (クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロ	
「特別管理物質」と総称する。) を製造し、又は取	
、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の三に掲	
第二十九号、第三十号、第三十一	
号の五まで、第二十三号の二から第	
の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二か	
ら第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十	
第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号	
31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは	
の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29	
から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21	
く。)又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11	次の事項を、見やすい箇所に掲示しなけれ
第三十八条の三 事業者は、第一類物質(塩素化ビフェニル等を除(掲示)	第三十八条の三 事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う(掲示)
改正前	改正後
(傍線部分は改正部分) (傍線部分は改正部分)	

第三十八条の 扱う作 号の二から第十九号の五まで、から第十二号まで、第十三号の るものとする。を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存場に限る。) において常時作業に従事する労働者について、一 場に限る。)において常時作業に従事する労働者について、一月等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業 る物 第二十二号の五まで、 ホ〜リ (略) な保護具を使用させる作業場 ヌ (削る) )又は令別表第三第二号3の2から6 :業の記 第三号の二から第六号まで、 第三十二 31 場不 護具を使用させる作業場 以 :業場 まで、 浸透 第四 0) 2 から 22 第二十二条の 略 2 下 第二十七 性の 兀 (クロ 「特別: 一号、 32 13 兀 条第 0 事 0) 保護衣、 条第三 管理物質」と総称する。 号の二、 5まで、 2 から 15 業者は、 ム 第三十三号 33の2若しくは 酸等を取り 第十三号の二から第十五号の二 項の 項第十 第二十三号の二から第二十四 保護手袋及び保護長靴を使用させる作 項 第二十九号、 第 規定に 23 の2まで、 第六 の二若しくは第三十四号の三に掲げ の2から 号 第二十 扱う作業場にあつては、 類 0 より 第八号、 号 34 物 規 の3に掲げる物若しくは別表 質 定  $\mathcal{O}$ 24 18 規 に 塩 号、 まで、 労働 第三十号、 の2から 定 ょ まで、 )<br />
を<br />
製造し、 第八号の二 素 り、 に 第二 者に 化 ょ 26 ピ ŋ 労 保護眼鏡並びに 十二号の二から 19 8 フ 働 一まで、 第三 号まで、 27 の 者 の5まで、 労 エ 8 の 働 に クロム酸 十 2 第十 者 扱う作業 又は取り ル 必 2 要な保 第十 等を除 号の 第一 29 必 ない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存するもの作業場において常時作業に従事する労働者について、一月を超え第三十八条の四 事業者は、特別管理物質を製造し、又は取り扱う とする。 作業の記 イ (新設) (新設) (新設) 呼吸用保護具を使用させる作業場 略 略 条の 項の規 定 に より 労働 者に

有 効 な

一~三十七 (略)	- 三十八条の七、第三十九条関係)	条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の四、第	第二十四
一~三十七 (略)	三十八条の七、第三十九条関係)	条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第	二、第五条、

(傍線部分は改正部分)

`十剂 十物及八剤機剤第有以十混八条に第 のつ三又一四い条は条  $\vdash$ 溶 九合 条の び 条  $\mathcal{O}$ 一機 下 含 む 号 ( 濃 合号溶 第 含 第  $\mathcal{O}$ 剤 同 有 以場 定 を含がら、 ま 有 五. ま 7 第 取の物 下 合 有 第 は、 さ 特項 で のに で 項 \_ り 別の機 しに に 令 第 Ξ 項扱 に 任 れ第 以有 以 定 中の もあ有 者」 化学 う作 項 別 +掲 る 下 す 兀 下 規 有  $\mathcal{O}$ お別 0  $\mathcal{O}$ 剤 - 六条の 「当該有 号 Ź げ 並 同 表 + 含有さ 定 機 場 て 11 有 及 溶 これ での五に規定の五に規定を の五に規定 合に を準 :業場 別中び ľ 場 第 七 特 則 7 び は、 る 機 剤 別 合 子の 第二十 合に あ 有 有 号 别 溶 に 有 又有 ポニ十八条における同で までに関われる同な (第三十 特 そ 有 第二 用 機 剤 機 る 機に あ を含 溶 機 す 定 則 れ有 0 溶 溶係 と、 つ第て一 る。 予剤の + 剤 溶 有 第 5 剤 る は 剤 :剤」と 令 定 又 剤 八 掲 機 有  $- \emptyset$ 溶 又 測 同は号がる ک کے す規 この場 八溶条剤 する は 特 条 第 濃 項 含剤は定 定 令  $\mathcal{O}$ 条 かる 度  $\mathcal{O}$ 有の有 第 特別有機溶剤の構溶を制度を対している。一条第三号の一条第三号の一条第三号の一条第三号の一条第三号の一条第三号の一条第三号の一条第三号の一条第三号の一条第三号の一条第三号の一条第三号の一条第三号の一条第三号の 特定の 場 業の 化 あ  $\equiv$ 第 混 b 含 機 同 別 昭と合項務八合和あにををに物 学  $\mathcal{O}$ 条 表 る 三 の項の有溶 項有四溶 物  $\mathcal{O}$ を 第 第 第 量剤 おいて、 <u>ت</u> ح 四る 質 兀 六は第 第 お 除 作 十のい *\* \ 号 項  $\mathcal{O}$ 七 Ξ 七号、有機則第二十裕剤及び当該有機溶の濃度(特定有機溶の濃度(特定有機溶の温度を開放の二の温度の温度がある。 :業主 七は て 第 特 項 剤 *\* \ に がれ有 -業場 . う。 混 第定 年 準 す 定す 任 号 用 を 有 機則第二十二 (機則)第二十二 (機則) だする有質 者\_ 号 機 厄 口 る五パ 中 か 溶 項 五を ・ 令機: う 第 瀬 لح 剤 第 製 一以の 読 有 第 混 機造第機 号 機 四合 則し四溶セ上他 す一有七度る号機号。

る

0

とす

溶剤混合物に係る測定等)

改

正

前

改

正

後

を含有するから第四-から第四-条に第のつ三 (特定: <u>۱</u> 第三十二 機 又 含 む物 頃中「当該の四までのいては、 三条第一項 又は取り扱 及第

び二 以 か 溶 有 第一項版り扱い特別を 特条 ら剤び 下 合 有 六学当 条物該 第混第 る 表十 含 のに 別の機 もあ有 四 八 場第 七特 有  $\mathcal{O}$ 合 う作い + 物 十条 六号别 さ 0 質 有規有の お別 合  $\mathcal{O}$ つ機 にのま有 れ 五. 障 定 機場 七 に 八の 機 有 及 て溶 る 害 を則 合 号 含 条 で 機 に 溶 業 て 機 び は剤 別 あ 1有され ま 第 に溶 同 規 予 準 場  $\mathcal{O}$ 第 剤 第 に 溶 0 有 又有 らでに 防の 定 甪 特 三 て 掲 令 お 剤 機 そ は 剤 機 号からなっとい (第三十 す規農 を含ま は、 す十 け 第 項 定 第 れ 有 溶 る同 る。 12 有 掲 る 八 6 剤 別 (昭和1 3。この 7 3。この 7 8 (第 条 げ 機 項 特 特 有 溶 お  $\mathcal{O}$ 又 ら第四十七月 有機溶剤の連絡溶剤の連系第三号の一 -八 条 剂 項の る 別 中い 定 する 含 は 别 剤 7 有 有 有 有 第 有の 有 業 有 同 機 四る場  $\mathcal{O}$ 混 b 機 溶 八に 溶溶機 じ 溶 合の項の有 人は令に 濃は 剤 溶 剤 号 剤 物 を 第 量剤 剤 <u>ت</u> ح 及 ま度 混 年 お 除 又 剤 を コう作業 لح は 合労特いく物働定て。 び で、別規に特表定 で 別規 1 て、 に 読 令 と 当 て がれ有 11 · う。 該 掲 す を省 業 準 別 あ 定第 有 規 重ら 4 す 第か場 を げ有六る い令 用 同有 機 定 量のる る す う。 第溶三剂 二 う 第  $\mathcal{O}$ 条 機 る 機  $\mathcal{O}$ 特 を 除 す の物製 刑十第 八二 に 利 八二 く 有 る 六は 第 溶 溶 別 を る 五. を 有 製 有 パ 十八 機造第機 一以の 則し 四溶 セ上他

## (労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和五年厚生労働省令第六十六号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条の表を次のように改める。

(傍
海線
部
分
は
改工
船部
分
$\smile$

三 保護具の使用状況を監視すること。 「会属アーク溶接等作業主任者の職務」 「会議具の使用状況を監視すること。」 「会議具の使用状況を監視すること。」 「会議具の使用状況を監視すること。」 「会議具の使用状況を監視すること。」 「会議具の使用状況を監視すること。」 「会属アーク溶接等作業主任者の職務」 「会属アーク溶接等作業主任者の職務」	略) のできる。 選任することができる。 選任することができる。 のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	宇正全 か質々が四アレイレム等主義主任者技能構習(第五十七年)    「おいいでは、講習科目を金属アーク溶接等作業」という。)については、前項の規定にかかわらず、令第六条第十八号の作業 (新設)    「事業者は、前項の規定にかかわらず、令第六条第十八号の作業 (新設)    「事業者は、前項の規定にかかわらず、令第六条第十八号の作業 (新設)    「事業者は、前項の規定にかかわらず、令第六条第十八号の作業 (新設)    「ないら、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。	一項及び第三項において同じ。)(特別有機溶剤業務に係る作を属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を除く。第五十一条業務に学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(次項に規定す 化学物十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業については、特定第二十七特定化学物質作業主任者等の選任) (特定	改 正 後
			から、特定化学物質作業主任者を選任しなければにあつては、有機溶剤作業主任者技能講習)を修1アルキル鉛等作業主任者技能講習(特別有機溶剤/者は、令第六条第十八号の作業については、特定/作業主任者の選任)	改正前

4 2 第 2 ムを 減場 い 業 て 者 五. 同 5 な 者等は、 十八 3 局 前 + 12 所排 減少させるため、· 物については、当i 条の 項 条 略 略 0 <u>二</u> 十 規 定 略) 一又は は 又はプッシュプル型換気装置を設けることを要して、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備の規定にかかわらず、金属アーク溶接等作業においめ、全体換気装置による換気の実施又はこれとは、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒューは、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒューは、当該金属アーク溶接等作業を行う屋内 第 金 並属ア 1 ク 溶 接 等作 業 主 任 者 限 定 技能 講習 に 2 第 2 5 五 ヒ 設 を 3 12 ユ +] 用 ク溶 条 ムを製造 1 略 略 7 接等 金 略 属 し、 作 を 溶 業」という。 又 断 は 取 ŋ 又 扱う作業 は ガウジング ア 以 1 下この す ク る作

ればならない取り扱う 第三十八条の 作業場に はの、三 次の 事 業者 事 項 を、 は、 特定化 見 やす 学物質 1 筃 所 に掲製 示 造 Ļ L な け 又 れは ば取 なり扱

なう

第三十八条の三(掲示)

業

次

0 事

事

デ項を、 、

見やす化

い学

箇 物

掲 製

示 造 Ļ

れは

所 質

に を

L

な

け 又

五.

次 四

らない旨及び使用すべ次に掲げる場所にあつ

き保護

有

効

な

保

護 具

を

使

用

L

な

け れ

護具

 $\sim$ 

略

リ金

属アー

ク

溶

接

等 作

業を

行

う

削

る

ホイ

; =

(略)

ヌ

略

アー

· ク 溶

等作

ぶる措

Ŧ. ならない旨及び使用五 次に掲げる場所に一~四 (略) 以用すべ がにあっ き保む 7 は、 護 具 有 効な 保 護 具 を 使 用 L な け

れ

ば

イ〜ニ 略

リ ホ く 新 チ ま み 業を行う作 第三十 略 八 , 条 の +第 項 に 規 定 す る 金 属 7 ク 溶 接

等

作

ヌ 略

第三十八条の二 プッシュプル型換気装置を設けることを要しない。蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排定にかかわらず、金属アーク溶接等作業において発生じなければならない。この場合において、事業者は、、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上 当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減 の二十 ク溶 等作 事 業 者 保る には 金属 を行う屋内作業場に 置 を 溶 接 条に 業そ す は、第五条の規以上の措置を講版少させるため 生 る 第五条 一するガ お 0 作 気 装 業、 他 1 置 て 0 又 スの 溶 金接 は

この省令は、

公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、

令和五年十月一日から、第三

条の規定は、令和六年四月一日から施行する。